

# いなべ市建築物耐震改修促進計画

## [第三次計画]

令和8年4月

いなべ市

## 第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2

## 第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	8
(1) 大規模地震発生の緊迫性	8
(2) 想定される地震	8
(3) 想定される建物被害	9
3 耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	11

## 第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針	12
(1) 建物所有者の主体的な取組	12
(2) 市の支援	12
(3) 関係者との連携	12
2 計画の目標	13
(1) 住宅の耐震化の目標	13
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	13

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	16
(1) 木造住宅の耐震化の支援	16
(2) 住宅の耐震化の促進	18

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景

1995年（平成7年）に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前1981年（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も2004年（平成16年）の新潟中越地震、2005年（平成17年）の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に2011年（平成23年）の東日本大震災では、津波被害も加わり、死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、2016年（平成28年）には熊本地震、2018年（平成30年）には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、さらには南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

また、2024年（令和6年）元日の能登半島地震では、家屋等の倒壊による被害だけではなく、老朽化した木造家屋等が密集した輪島市の市街地において大規模な市街地火災が発生し、甚大な被害が生じました。

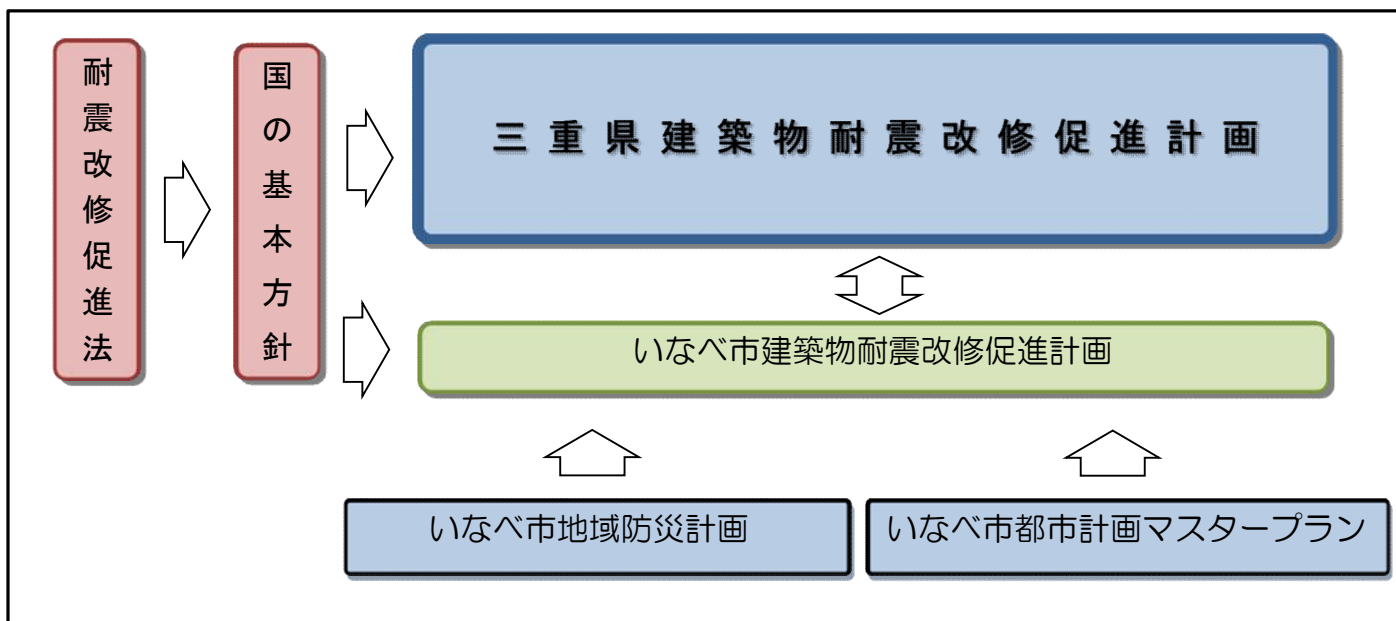
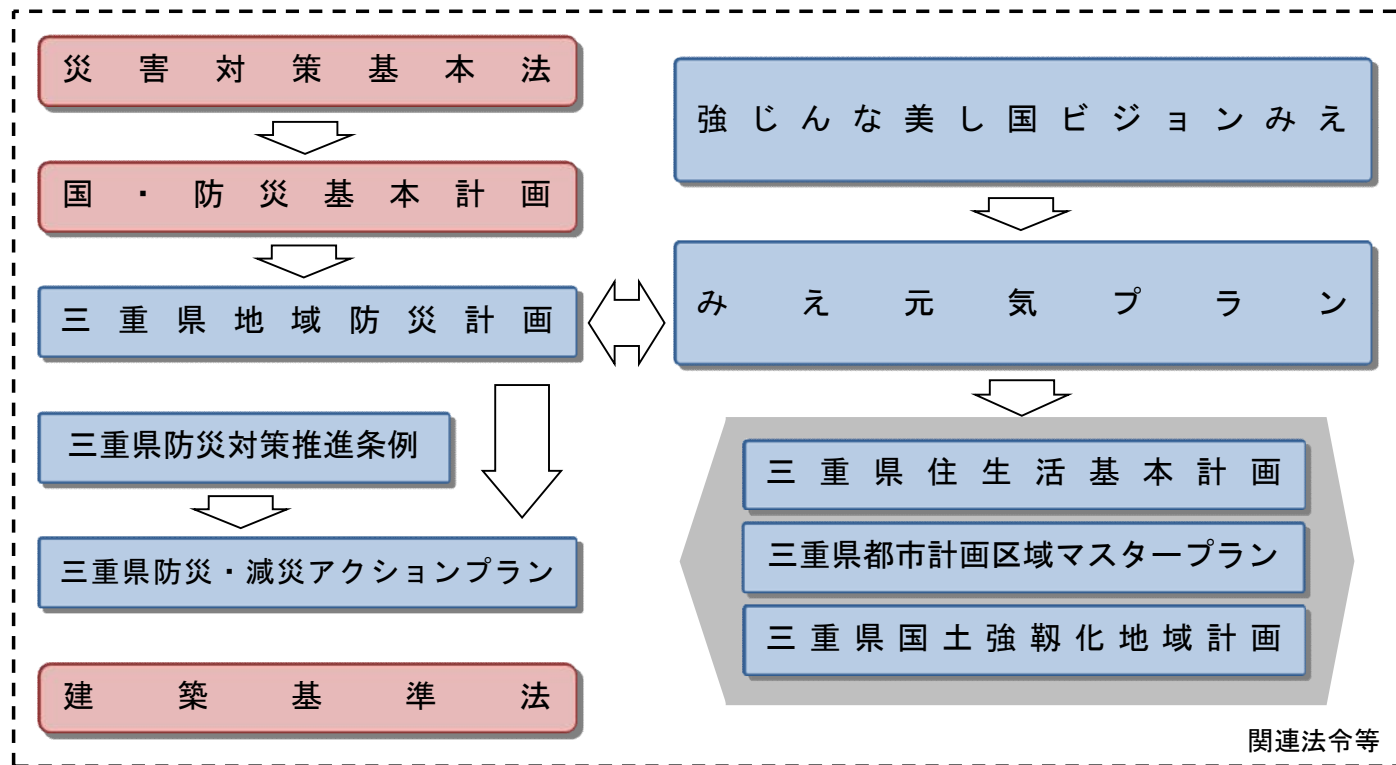
地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などの非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊など、建築物本体の倒壊以外にも想定され、さらには長周期地震動への対策など新たな問題も注目され、建築物における耐震化への課題はまだまだ山積みとなっています。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年3月に「いなべ市耐震改修促進計画」、平成29年9月に「いなべ市建築物耐震改修促進計画」を策定、令和3年4月に第二次「いなべ市建築物耐震改修促進計画」としてこれを改訂し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「いなべ市建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「本計画」という。）を策定し、市民の皆さんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「いなべ市地域防災計画」及び「いなべ市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、いなべ市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。



## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、いなべ市全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び特定の建築物<sup>(※2)</sup>を対象に耐震化を図ります。

- ※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。
- ※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物  
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物  
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）  
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物  
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物  
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）  
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）  
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

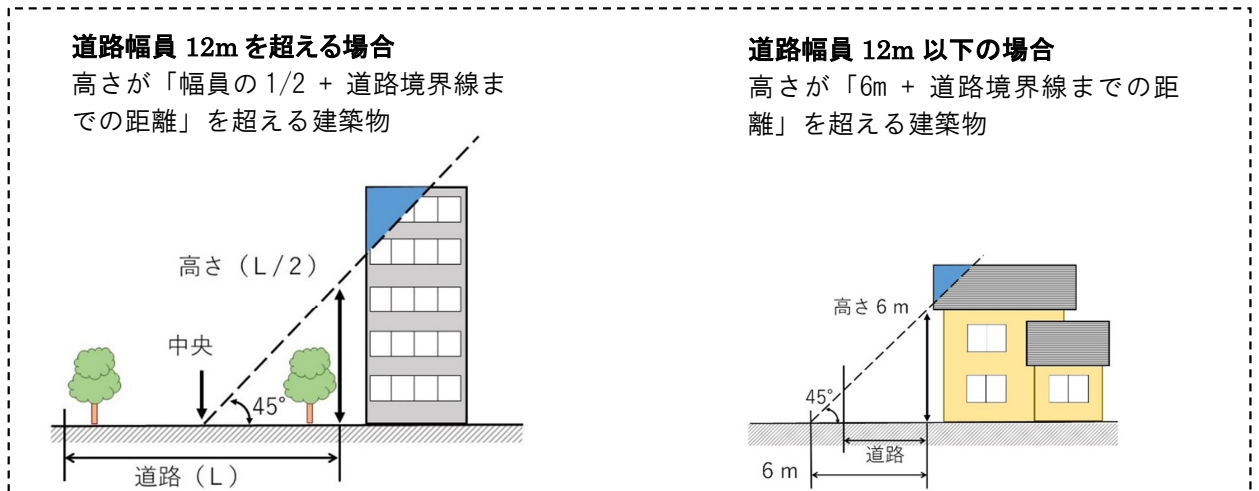
(い) 用 途	(ろ) 要 件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要 件 (耐震診断義務付け対象)			
(1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	(ア) 特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ床面積 500 m <sup>2</sup> 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 階数2以上かつ床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上(屋内運動場を含む) 階数2以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数3以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上			
			(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
			(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
			(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

【表 2-2】 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

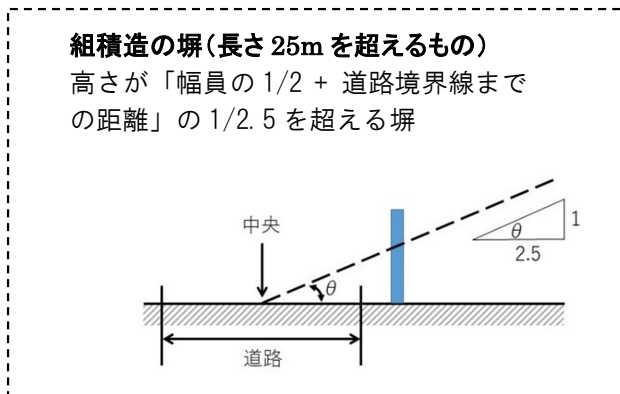
用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第五号	マッチ	300マッチトン		
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第八号	液化ガス	2,000トン		
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200トン		

- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）  
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）  
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物  
なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

- 所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）  
いなべ市については、建築主事を置く三重県をいう。

## 2 想定される地震と被害の状況

### (1) 大規模地震発生 の 緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年(慶長9年)の慶長地震、1707年(宝永4年)の宝永地震、1854年(安政元年)の安政東海地震、安政南海地震、1944年(昭和19年)の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年(天正13年)の天正地震や1854年(安政元年)の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表(令和7年9月時点)では、南海トラフ地震(マグニチュード8~9クラス)の今後30年以内の発生確率を60~90%程度以上としており、大規模地震発生 の 緊迫度が高い状況にあります。

### (2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、また県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要です。このように、市内でも強い揺れが想定されており、耐震対策は市全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、いなべ市に深刻な被害をもたらすことが想定される2つの活断層(養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、を選定し、被害予測を行っています。

## (3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定していなべ市の地震被害想定結果が予測されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、約20棟の建物被害が予測され、それらは全て揺れに伴い全壊するものと予測しています。

次に、内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、約4,500棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約4,400棟が全壊し、火災により約50棟が焼失すると予測しています。

布引山地東縁断層帯地震では、約30棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約10棟が全壊すると予測しています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されています。

## ■過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

(単位:棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約20	—	—	—	—	約20

—：わずか（5未満）

## ■養老－桑名－四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

(単位:棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約4,400	約10	—	約10	約50	約4,500

## ■布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

(単位:棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
建物被害	約10	—	—	約10	—	約30

—：わずか（5未満）

### 3 耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、いなべ市の令和5年度の住宅総数は16,150戸でした。この統計調査をもとに、耐震性のある住宅を推計すると13,368戸であり、これをもとに算出した「住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は82.8%となります。

一方、耐震性のない住宅は2,782戸（17.2%）と推計され、平成30年統計調査時点の3,278戸（19.4%）から5年間で496戸減少しています。

#### ■いなべ市における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

いなべ市における住宅戸数		H20年度	H25年度	H30年度	R05年度
住宅総数		15,440	14,880	16,910	16,150
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		11,369 (73.6%)	10,944 (73.5%)	13,632 (80.6%)	13,368 (82.8%)
昭和56年以降建築①		9,840	9,480	12,300	11,680
昭和55年以前建築の住宅総数		5,600	5,400	4,610	4,470
耐震性あり	木造住宅(※1)	1,316	1,236	1,144	1,389
	木造以外の住宅(※2)	213	228	188	299
	計②	1,529	1,464	1,332	1,688
耐震性なし	木造住宅(※1)	4,004	3,864	3,186	2,691
	木造以外の住宅(※2)	67	72	92	91
	計	4,071 (26.4%)	3,936 (26.5%)	3,278 (19.4%)	2,782 (17.2%)

この表の値は統計調査結果を基に推計して算出しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

## (2) 特定の建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物は令和6年度末時点で204棟あり、そのうち、耐震性のある建築物数は191棟となっており、いなべ市における多数の者が利用する建築物の耐震化率は、93.6%となっています。

## ■いなべ市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(令和6年度末)

(単位:戸)

	いなべ市における多数の者が利用する建築物 計			
		市有建築物	県有建築物	民間建築物
建築物総数	204	10	5	189
耐震性のある建築物数 (耐震化率)	191 (93.6%)	10 (100%)	5 (100%)	176 (93.1%)
耐震性のない建築物数	13	0	0	13

## 第3章 計画の方針

### 1 基本的な取組方針

#### (1) 建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、市民や事業者による自助、地域社会による共助、県や市町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅や建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

#### (2) 市の支援

建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

#### (3) 関係者との連携

市、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また、特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

## 2 計画の目標

### (1) 住宅の耐震化の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)において、国は全国の住宅の耐震化率を令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する目標を設定していましたが、令和5年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は約90%でした。

一方、いなべ市では、市民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、景気の変動に大きく左右されず、より施策効果が反映できる目標として、令和7年度末までに耐震補強等補助戸数(2戸/年)の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、耐震化率は86.2%とする目標を設定していましたが、令和5年統計調査をもとに市が算出した耐震化率は令和5年度末の推計値で82.8%でした。

国は、耐震化率の進捗が芳しくないことから、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を令和12年から令和17年に5年間スライドさせるとしています。

いなべ市においても、市内の耐震化率の推移を踏まえ、耐震化の推進に向け、積極的に取り組むことを前提に、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

### (2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、県及び各市町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い市有建築物から優先的に耐震化を進めます。

■多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舍・下宿
			上記以外	ホテル・旅館、事務所、駐車場等
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗・サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は、令和6年度末時点において100%となっています。

また、多数の者が利用する民間建築物の耐震化率は、令和6年度末時点で93%となっており、所有者又は管理者が、第一義的な責任を有することを前提としつつ、耐震化を促進していきます。

■多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況 令和7年3月31日時点

(単位：棟数)

分類			建築物総数	耐震性なし	耐震性あり	耐震化率	
A	I	計	29	1	28	97%	
		市有建築物	8	0	8	100%	
		民間建築物	21	1	20	95%	
	II	計	0	0	0	—	
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	0	0	0	—	
B	I	計	1	0	1	100%	
		市有建築物	1	0	1	100%	
		民間建築物	0	0	0	—	
	II	計	5	0	5	100%	
		市有建築物	1	0	1	100%	
		民間建築物	4	0	4	100%	
C	I	賃貸住宅等	計	63	0	63	100%
			市有建築物	0	0	0	—
			民間建築物	63	0	63	100%
	I	上記以外	計	14	0	14	100%
			市有建築物	0	0	0	—
			民間建築物	14	0	14	100%
	II	計	87	12	75	86%	
		市有建築物	0	0	0	—	
		民間建築物	87	12	75	86%	
合計			計	199	13	186	93%
			市有建築物	10	0	10	100%
			民間建築物	189	13	176	93%

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

いなべ市では、以下の補助制度により、旧耐震基準木造住宅の耐震化の取組を支援します。

#### ■補助制度一覧表

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断支援事業に対して補助を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:設計費用の2/3の額(上限額は18万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:次の①と②を加算した額 ① 工事費用の2/5の額(57.5万円が上限) ② 工事費用の2/3の額(57.5万円が上限)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事

<p>木造住宅耐震リフォーム補助事業</p>	<p>木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。</p> <p>・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)</p>	<p>耐震補強補助を受けて補強する木造住宅</p>	<p>・県内の建設業者が施工するもの</p> <p>・リフォームにより機能向上(耐久性、省エネ、バリアフリー等)に該当する部分のみで、次に掲げるものは対象外</p> <p>(1)耐震補強工事</p> <p>(2)建物でない外構工事</p> <p>(3)容易に取り外しができるものを設置する工事</p> <p>(4)建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事</p> <p>(5)他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事</p>
<p>木造空き家除却補助事業</p>	<p>耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。</p> <p>・申請者に対する補助金額:工事費用の23%の額(20万7,000円が上限)</p> <p>※令和8年度以降、補助金額の上限増額を検討予定</p>	<p>・耐震診断評点0.7未満の木造住宅</p> <p>・市が空き家と判断した住宅</p>	<p>・次のいずれかに該当するものとする</p> <p>(1)1ha当たり10戸以上の区域内にあること</p> <p>(2)指定された避難路(指定される見込みであるものを含む。)に隣接していること</p> <p>(3)外壁から敷地境界線までの距離が、平屋2m、2階建て4m以内であること</p> <p>(4)三重県密集市街地の区域内にあること</p> <p>※令和8年度以降、要件の緩和を検討予定</p>

(2) 住宅の耐震化の促進

いなべ市では、住宅の耐震化の促進のため、次のとおり耐震診断・耐震改修等必要な情報の提供を行います。

① 相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

住宅・建築物の耐震化をはじめ、リフォームや空き家住宅についての相談窓口を設置し、総合的な相談を受け付けています。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問と、三重県と協力しブロック塀の所有者等に対し、耐震対策の普及啓発を行っていきます。

また、診断を終えた方が耐震補強の相談があった場合は、その都度、関係団体と連携し相談会を実施していきます。

③ 広報やインターネット等を活用した情報提供

いなべ市では、広く市民のみなさんに情報を提供するため、市広報のほか、市ホームページにて、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っていきます。

いなべ市ホームページ (<https://www.city.inabe.mie.jp>)